○御殿場市水道給水規程

平成10年4月1日

水道事業管理規程第11号

御殿場市水道給水規程(平成2年御殿場市水道事業管理規程第1号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条及び第2条)
- 第2章 給水装置工事及び費用 (第3条-第10条)
- 第3章 給水 (第11条-第17条)
- 第4章 料金、加入金、手数料及び工事負担金 (第18条-第22条)
- 第5章 管理(第23条—第25条)
- 第6章 専用水道(第26条—第29条)
- 第7章 貯水槽水道(第30条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、御殿場市上水道事業給水条例(平成10年御殿場市条例第19号) 及び御殿場市簡易水道給水条例(平成10年御殿場市条例第20号)の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「条例」とは、御殿場市上水道事業給水条例及び御殿場市簡易 水道給水条例をいう。

第2章 給水装置工事及び費用

(給水装置新設等の申込み)

- 第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造及び修繕の申込みは、給水装置新設等申込書(様式第1号)の提出により行うものとする。
- 2 条例第5条第1項に規定する給水装置の撤去の申込みは、給水装置撤去申込書(様式 第1号の2)の提出により行うものとする。

(一部改正〔平成17年水管規程2号〕)

(同意書等の提出)

- 第4条 条例第5条第2項に規定する市長が必要と認めるときは、次に掲げるときとする。
 - (1) 他人の家屋又は所有地内に給水工事をしようとするとき。
 - (2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

(工事完成の届出)

第5条 条例第7条第1項の給水装置工事が完成したときは、指定工事業者は直ちに工事 完成届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(受水槽の設置)

第6条 条例第7条第2項の設計審査に当たり、市長は給水管の口径に比し、多量の水を 一時に使用する箇所、高層建築物、その他必要があると認めた箇所に、受水槽を設置さ せなければならない。

(一部改正〔平成30年水管規程2号〕)

(給水管及び給水用具の指定)

- 第7条 条例第8条の規定により市長が指定する構造及び材質は、次の各号のいずれかに 該当するものでなければならない。
 - (1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条 に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造及び 材質基準への適合性を証明したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、市長が指定した以外の構造及び材質の給水管及び給水用具を使用することができる。
- 3 市長は、指定した構造及び材質について、地質その他の理由によりその使用が適当で ないと認めるときは、使用の制限することができる。

(一部改正〔平成11年水管規程1号・30年2号・令和元年1号〕)

(給水管埋設の工法及び条件)

- 第8条 条例第8条第2項の規定に基づく工法、その他の工事上の条件は次に掲げるものとする。
 - (1) 給水管の埋設の深さは、別表(第8条関係)に定める埋設基準に適合しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。
 - (2) 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分からメーターまでの給水管 の材料は、ダクタイル鋳鉄管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、ライニング鋼管、水道 配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 2 0 4 kgf/cm²以上)、水道用ポリエチレン1

種二層管とする。

(一部改正〔平成11年水管規程2号・12年5号〕)

(工事費の算出)

- 第9条 条例第9条の工事費の算出については、次に掲げるところによる。
 - (1) 材料費 市長が定める単価又は市長が評価した標準単価に使用材料の数量を乗じて得た額
 - (2) 運搬費 市長が定める単価に回数を乗じて得た額
 - (3) 労力費 市長が評価した工種別の歩掛りに標準賃金を乗じて得た額
 - (4) 路面復旧費 市長が定める単価に復旧すべき面積を乗じて得た額
 - (5) 諸経費 前4号の規定により算出した額の合計額に100分の20を乗じて得た 額

(工事費の予納)

- 第10条 条例第10条第1項ただし書の規定により工事費の予納しないことができるものは、次に定めるものとする。
 - (1) 官公署の申込みに係るもの
 - (2) その他市長が特に認めたもの

第3章 給水

(給水の申込み)

第11条 条例第14条に規定する給水の申込みは、水道使用(開始・休止)届(様式第3号)により行う。

(代理人の選定届等)

第12条 条例第15条及び第16条の規定による給水装置の所有者の代理人及び管理人 選定又は変更の届出は、代理人・管理人選定(変更)届(様式第4号)により行う。

(メーターの設置位置等)

- 第13条 条例第17条第1項に規定するメーターの設置は、次のいずれにも該当する位置とする。
 - (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
 - (2) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
 - (3) 衛生的で損傷のおそれがない場所
 - (4) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第14条 条例第17条第1項に規定する給水装置にメーターを設置するときは、1建築物に1個とする。ただし、市長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合

- は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。
- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建築物で水道を使用するときは、当該2 以上の建築物を1建築物とみなす。

(受水槽以下の装置)

- 第15条 条例第17条第3項の規定による受水槽以下の装置にメーターを設置する場合は、受水槽以下に2戸以上設置され、各戸の水道使用者が異なり、使用水量を区分して計量の必要があるときとする。
- 2 散水栓等で各戸が共用する部分(以下「共用部分」という。) について、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 3 メーターを設置する受水槽以下の装置は、次のいずれにも適合するものでなければならない。
 - (1) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (2) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 4 受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有するものは、市長がメーター の設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなけ ればならない。
- 5 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の所有者又は使用者が負うものと する。

(水道の使用休止、変更等の届出)

- 第16条 条例第19条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 水道の使用を休止するときは、水道使用(開始・休止)届(様式第3号)により行うものとする。
 - (2) 給水装置を廃止するときは給水装置(廃止・名義変更)届(様式第5号)の提出により行う。
 - (3) メーターの口径又は用途を変更するときは、給水装置新設等申込書(様式第1号) の提出により行うものとする。
 - (4) 消防演習に水道を使用するときは、消防演習用水使用届(様式第7号)の提出により行うものとする。
 - (5) 水道の使用者の氏名等に変更があったときは、水道使用(名義変更等)届(様式第6号)により行うものとする。
 - (6) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置(廃止・名義変更)届(様式第5号)の提出をもって行うが、新旧所有者の連署をもって届け出なければならない。ただし、連署することができないときは、権利の取得等を証する書類を添付しなければ

ならない。

(7) 水道を消火に使用したときは、消防用水使用届(様式第8号)の提出をもって行う。 (一部改正〔平成17年水管規程2号〕)

(給水装置及び水質検査の請求)

第17条 条例第22条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第9号)の提出により行うものとする。

第4章 料金、加入金、手数料及び工事負担金

(料金等の納入期限)

第18条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、定時の料金にあっては納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(使用水量の計量及び通知)

- 第19条 条例第25条の規定により使用水量を計量したときは、その都度使用水量をご 使用水量等のお知らせ(様式第10号)により使用者に通知する。
- 2 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次の計量時に繰り越して計算する。

(一部改正〔平成14年水管規程3号〕)

(使用水量の認定)

- 第20条 条例第26条に規定する使用水量の認定は、次の各号のいずれかにより算定する。
 - (1) 前年同期の使用水量
 - (2) 前回計量の使用水量
 - (3) 前3回の計量の平均使用水量
- 2 前項の規定により認定しがたいときは、その他の使用実績若しくは使用実態等を勘案して算定する。

(工事負担金)

- 第21条 条例第31条第1項の規定により工事負担金を徴収する計画外の水道施設とは、 市の計画に含まれていない施設をいう。
- 2 計画外の水道施設の設置を希望する者は、計画外水道施設設置申請書(様式第11号) を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査し、事業運営に支障がないと認める ときは、工事負担金の額を決定し、計画外水道施設給水受諾通知書(様式第12号)を もって、申請者に通知する。

- 4 条例第31条第2項の規定による工事負担金の額は、工事に要する費用の全額とする。 ただし、市長がその地域の将来性を考慮し、必要な口径を定めたときは、申込者の必要 とする口径との工事費の差額を市が負担する。
- 5 前4項における工事の施行は、市が行う。ただし、市長が認めた場合は、計画外水道施設整備に関する回答書(様式第13号)により、申請者が施行することができる。この場合、工事負担金は徴収しないが、施設は工事の完成後、市に帰属するものとする。(料金等の減額又は免除)
- 第22条 条例第32条の規定による減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。
 - (1) 火災により罹災したものの料金
 - (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
 - (3) その他特別の理由があると認めたもの
- 2 前項の規定により料金等の減額又は免除の申請は、水道料金・下水道使用料減免申請 書(様式第14号)及び加入金・手数料減免申請書(様式第15号)の提出により行う ものとする。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、調査のうえ、処分を決定し、その結果 を当該申請者に対し、水道料金・下水道使用料(更正・減免)決定通知書(様式第16 号)及び加入金・手数料減免決定通知書(様式第17号)をもって通知するものとする。

(一部改正〔平成14年水管規程3号〕)

第5章 管理

(職員の身分証明)

第23条 条例第33条に規定する給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

(措置命令)

- 第24条 条例第33条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書(様式第18号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。 (給水の停止)
- 第25条 市長は、条例第35条第1号の規定により給水を停止しようとするときはあらかじめその旨を水道使用者等に、給水を停止したときは給水停止処分書(様式第20号)により水道使用者等に、それぞれ通知する。

(全部改正〔平成28年水管規程4号〕)

第6章 専用水道

(追加〔平成24年水管規程5号〕)

(確認の申請)

- 第26条 条例第43条第1項の規定による申請は、御殿場市専用水道確認申請書(様式第21号)に、工事設計書その他次の各号に掲げる書類、図面及び地図を添えて、その工事に着手する日の30日前までに行うものとする。
 - (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
 - (2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
 - (4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - (5) 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (6) 導水管薬、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

(追加〔平成24年水管規程5号〕)

(確認の通知)

第27条 条例第44条の規定による通知は、御殿場市専用水道確認可否決定通知書(様式第22号)により行うものとする。

(追加〔平成24年水管規程5号〕)

(給水開始の届出及び検査)

- 第28条 条例第45条の届出は、御殿場市専用水道給水開始前届出書(様式第23号) に同条第1号の規定による水質検査(以下「水質検査」という。)の成績書の写し及び 同条第2号の規定による施設検査(以下「施設検査」という。)の検査書の写しを添え て行うものとする。
- 2 専用水道の設置者は、水質検査及び施設検査を行ったときは、これらに関する記録を 作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(追加〔平成24年水管規程5号〕)

(身分証明書)

- 第29条 条例第48条の規定により立入検査を行う場合は、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 前項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第24号)によるものとする。
- 3 条例第48条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。

(追加〔平成24年水管規程5号〕)

第7章 貯水槽水道

(追加〔平成15年水管規程2号〕、一部改正〔平成24年水管規程5号〕) (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

- 第30条 条例第50条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。
 - (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な 措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を 認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表 の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を 停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を 講ずること。
 - (2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、小規模貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(追加〔平成15年水管規程2号〕、一部改正〔平成16年水管規程1号・24 年5号・27年2号・令和元年1号〕)

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 御殿場市水道給水規程(平成2年御殿場市水道事業管理規程第1号。以下「旧規程」 という。)は、廃止する。

(経過規程)

3 この規程の施行の際、旧規程の規定によってなした届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規程によってなしたものとみなす。

附 則(平成11年3月29日水管規程第5号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月25日水管規程第1号)

この規程は、平成11年6月25日から施行する。

附 則(平成11年7月30日水管規程第2号)

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成12年3月15日水管規程第5号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日水管規程第1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日水管規程第3号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月6日水管規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月1日水管規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月24日水管規程第2号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日水管規程第4号)

- 1 この規程中第1条の規定は平成19年9月30日から、その他の規定は平成19年1 0月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、従前の規定により作成した帳票は、当分の間、使用できるものとする。

附 則(平成22年3月12日水管規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月23日水管規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月15日水管規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月17日水管規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月28日水管規程第2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月27日水管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月20日水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年11月29日水管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月12日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第8条関係)

(一部改正〔平成23年水管規程1号〕)

埋設基準

埋	設区分	埋設の深さ
車道	舗装	舗装厚さに0.3メートルを加えた値以上 (該当値0.75メートルに満たな
		い場合は、0.75メートル以上)
	未舗装	1.2メートル以上
歩道		0.75メートル以上
宅地盤内	7	0.45メートル以上

備考

- 1 車道の舗装の厚さが 0. 45メートルを超える場合は、水道事業担当部署と協議すること。
- 2 埋設の深さは、管の頂部と路面又は宅地盤との距離をいう。



9 II	事の種別		新設		口行	E変9	Œ.	. (改 造		撒 扌	į .	取	出	٠	防	火			
10 梦	表置の種類	fi .	専用水	ill	• 3	圳	水道		消火栓		防火	水槽	(公:	私)		その	他()	
11 - 4	ト占用等	道路	F ([8] -	県		市)			4E	Л		H	第		号	28	装		AC •	CC
21	牛可番号	34J1	(B)	県		市)			年	Я		H	第		8	FR	591	その)他(
12 h	11入全控制	it								13	水道	×-	9-	0		-				例例
対象	b 水栓番号) ·									П	径		0		-				51
14 /	k圧試験		4	fr	-		#	ŧ			水道納入			全等	0	ff:	成		1 id	K
16 道	直路に埋置	とした給	水管を行	行へ省	附し	ます				JE.	8							印		
	路直結和 kの場合	平田	l		T	平日	2			±·	日曜			300	定場所	ŕ				
メモ				_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
水栓器	\$-55									k ×										
	П	径	200	入	全	П	伽	数	全		90		合 計	金	額		入	力力	E)	Œ.
水白	f ø											0				-	F Л	В	Г	
道	ø					4		_				-								**
利力	f o					+	_	\dashv				+			PI	-	完		¥ :	îε
用一	6					\forall		\dashv				2			11	1	戶 月	H		
100	6											1					出	床 5	E I	Œ.
시 8	2 0					4		_				-				4	1 月	B		
金	φ 26	引拍入	\$5 (T)	-(9)	_	+	_	_				_			円円		穿孔	1 4	_	
_		十審 査			_	+	内部								Pl				24 1	-
	T.	事一負	担	金		\exists									PI	1	F A	H		
	合			21		Ц				_					Pl	-	受	_	_	
K	9	量水器馬	付日	用迫	(大	小)	ñ	: 水	系統	-	水	量 (完	成検	查時)		Пŝ	E m	m番号	_	=
1 E	2 簡	年,														収入済				
	課長	技術	管理者				1	係	具	#H:	2担当	統括	89	全柱	当	AD .				
承																			_	-
38																受				
-		+				_	+	_		100			_		1	付				
										取付		7	8	9		ED				
										位		5	1 4	2						
										猴		L	1 4	1 3	J	設計	十番号			



様式第1号の2(第3条関係)

給 水 装 置 撤 去 申 込 書

届出人 氏 名

年 月 日

御殿場市長 様

御殿場市上水道事業給水条例又は御殿場市簡易水道給水条例によ り次のとおり届け出ます。

お	客	様	番	号	装置	堂 アパー]	設 ト等は音	置 8屋番号	場 記載)	所]	管	理	番	号	課	長	統	括	ス	g	ッ	フ
											-	-	_	_									
所有者	(氏住	7 J	ガラ	h) 名 所						印	拍	法理	由										
使用者	氏住	7 J	ガラ	r) 名 所						印	+	1 係	の権利	る	2 <i>E</i> t	ららか	を○で囲む	p)					

(式第2号(第5条関係) 分岐工事竣工図			技術管理者 料金統括 料金担当 受 付 日
が成工事項工店		事業者	DOWN AND ALERS ALERS NO. 12 12 12
	工事完成届		
		課 長 係	検査員検査目
	御殿場市長様		年 月 日
	下記のとおり給水工事が完成しましたの でお届けします。	装置場所 御殿場市	申込年月1
	年 月 日	申込者	完成年月日年月
注:道路横断面図に幹管から最水器までの困難、埋設深さなどの布設状況を記入する。又、埋設物を確認したときは、その位置も記入すること。	配管平面図 注:配水管が埋設されている)	直路、敷地の輪郭、家屋の位置・間取りなど	
と、 立体配管図			
	 		
	方向		
	774		
注:配管記入については新設管を率色表示、既存管を青色表示すること。			
A THE REAL PROPERTY OF THE PRO			

様式第3号(第11条・第16条関係)

水 道 使 用 (開 始 · 休 止) 届

御殿場市長 様

年 月 日

届出氏	人名	
巃	話	

御殿場市上水道事業給水条例又は御殿場市簡易水道給水条例の規 定により次のとおり届け出ます。

お	名	: 様	i	番 :	导	装	(M).	設		M.	場	所		管		理	番		号					
															-		-	-						
異	(動フリ		_	1		年	月	日()		指	定	ВŞ	F [11]	2	午前	ı •	午後 時	分	~	時	分
使		氏住		名所									材	背算	力	法				··現金 ··現金		座手落 座手落	MT MT	送付 送付
用	4		. ,		1		年	月	日				送	<u> </u>	+	先								
者	電	ì		î	舌	()		住民 登録		有·近日 無		繒	付付	力	法		納	付	βĚ	送	口座		口座停止済
異 (休	:IF:	動の場			ا								備	ij		考								受付

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

代 理 人(選 定・変 更)届 管 理 人

御殿場市長 様

 届出人
 住
 所
 御殿場市

 氏
 名

 電話番号()
 一

下記のとおり 代理人 を(選定・変更)したので届け出ます。

記

給水装置の)設置筐	訢所	御殿場市
建物等	の名	称	
新	住	所	
材	氏	名	印
III	住	所	
IΞ	氏	名	印
使用者	氏	名	

様式第5号(第16条関係)

給 水 装 置 (廃 止 · 名 義 変 更) 届

御殿場市長 様

年 月 日

届出人 氏 名	出人名	人名										
電話	pi	活										

御殿場市上水道事業給水条例又は御殿場市簡易水道給水条例の規 定により次のとおり届け出ます。

止	1-4	10	(0) 2	30,	ノ油け	四ま	9 0						_	_					_		
お	客	様	番	号	装	i	置	設	îř	î.	場		所	-	Ť	理	番	号	}-		
															-		_				
	() H		ガナ 名									印	T	間	(フ氏		ガナ) 名			印	
新所有者	住	Ξ	所	ŕ										旧所有者	住		所				
有者	4	E年	月日	ı		年	月	日		(相続 続	の場合 柄	ì)		旧使用者	(フ氏		ガナ) 名			印	
	q	î	9:	Ę.										用者	住		所				
新	() B		ガナ 名									印					ŀ	蹇止	・変更理由	所有者の名義変 の場合の添付書	
新使用者	自		所	ī													相続	売買り	曽転工条そ 与居事例の 他	登記事項証明書 は権利証写し又 売買契約書写し	は

様式第6号(第16条関係)

水道使用(名義変更等)届

御殿場市長 様 届出人 氏 名 電話

_____年____月____日

御殿場市上水道事業給水条例又は御殿場市簡易水道給水条例の規 定により、次のとおり届け出ます。

お客様番号	給 水	装	置設	置	場	所	管	理	番	号					
	御殿場市														
	アパート名等	亭													
変更年月日		年	月	日											
		新	使	用	者						1	旧	使	用	者
(フリガナ) 氏 名															
住 所															
生年月日			年	月	日										
電 話		()												

年 月 日

消防演習用水使用届

御殿場市長 様

使用者	住	所	御殿場市
	氏	名	
	電話都	番号() —

次のとおり消火栓等を演習に使用したいので、届け出ます。

,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
消火栓等の設置場所	御殿場市
消火栓等の種別	消火栓・防火水槽
演習使用日時	月 日() 時 分から 時 分まで
実 使 用 時 間	合計 時間 分
(処理欄)	

.....

使 用 予 定 水 量 約

様式第8号(第16条関係)

年 月 日

消防用水使用届

御殿場市長 様

使用者	住所_御殿場市
	氏名
	電話番号()

消防用として下記のとおり水道水を使用したので、届け出ます。

記

	_										
火災発生	日時		年 月	目()	時	分こ	ろ			
八灰光生	場所	御殿場市	市								
		使力	用した	消火栓・	防力	水 槽					
場所	箇所数	時			間	1	水	量	摘		要
		午 午	時時	分から 分まで		分間		m^3	消防	火 火 水	栓槽
		午 午	時 時	分から 分まで		分間			消防	火 火 水	栓槽
		午 午	時 時	分から 分まで		分間			消防	火 火 水	栓槽
計	-		時間	分							

使 用 水 量 約 m³

様式第9号(第17条関係)

年 月 日

給 水 装 置_検 査 請 求 書 水 質

御殿場市長 様

検査請求者	住
	氏 名

次の理由により 給水装置 の検査を請求いたします。

給水装置の設置場所	御殿場市
検査請求の理由(なる	

(注)給水装置、水質のいずれかの該当するものを○で囲んでください。

様式第10号(第19条関係)

ご使用水量等のお知らせ ・このお知らせ票により集金することはありません。

お客様番号 メーター番号

口径

様

mm

検針年月分 ご使用期間

今 回 指 針 前 回 指 針 日メーター使用量 今 回 ご 使 用 量 (今回話な予定金額) m³ m³ m³ (内消費税相当額)

水道料金

円 円 円(円()円
 下水道使用料
 円()P

 合計金額
 円()P

 振替予定日(支払期限)
 月 日

 お客様へ
 日
)円

検針員 前回分口座振替済のお知らせ 検針日

日 (内消費税相当額) 円()円 円()円

振 替 金 額 円(・上記の金額を口座より振替させていただきました。

様式第11号(第21条関係)

年 月 日

計画外水道施設設置申請書

御殿場市長 様

申 請 者
住
氏
雷話悉号

〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

次の内容にて、計画外の水道施設の設置を申請します。

1	水道施設の設置場所	
2	水道施設設置の目的	
3	給水計画戸数・人口	
4	1 日 最 大 給 水 量	1日 立方メートル
5	給水開始予定時期	
6	団 地 造 成 場 所	
7	団地造成の目的	
8	団 地 造 成 総 面 積	
9	有 効 宅 地 面 積	
10	団地造成の工期	
11	造 成 地 利 用 計 画 (分譲・賃貸・主な施設等)	
12	団地周辺の次期造成計画	
13	添 付 書 類	付近の見取図・団地造成の場合は、造成地の平面 図・設計概要
	備考	

年 月 日

計画外水道施設給水受諾通知書

様

御殿場市長

年 月 日付で、あなたがされた御殿場市上水道事業給水条例第31条第 1項の規定による新たな給水申込みについては、工事負担金_______円を 年 月 日までに納入することを条件として、受諾します。

給 水 場 所	御殿場市	
給水予定量	1日	立方メートル
特記事項		

様式第13号(第21条関係)

第号年月日

計画外水道施設設置に関する回答書

様

御殿場市水道事業管理者 御殿場市長

年 月 日付けで申請のありました計画外水道施設設置について下記の とおり回答いたします。

記

給 水 場 所 御殿場市

給水予定量 1日 立方メートル

条 件 御殿場市水道事業管理者との協定書の締結を条件として、同意します。

様式第14号(第22条関係)

水道料金・下水道使用料減免申請書

	御殿場市長 申請者	を 様 が 住所 氏名 電話番号 一	年	月	日
	次の理由に	たより、 年度 ・ 月分の下水道 料 金 下水道使用料	申請をし)ます。	
申請理由					
	修理日	年 月 日 工事店名			
修理内	修理箇所	×	1	記載	例】
容		(メーター設置箇所は「M」で、修理箇所は「×」い。)	玄」で表	関 示して [、]	くださ
*					
	修理に	任係る請求書又は領収書の写し			
水	栓番号	管理番号	-		

様式第15号(第22条関係)

加入金・手数料減免申請書

												年	月	日
	御殿	場市	長	様										
								盽	請者		所 名 潘号			
	次の	理由	によ	り、カ	1入金・	手数	数料の減免	色を申	清しる	ます。				
申	請	理	由											
決裁欄			1					処		上記の	のとおり	減免	する。	
欄								理		減免	できない	١,		
減1	免でき	きない	・理	由										

年 月 日

水道料金・下水道使用料(更正・減免)決定通知書 あなたの水道料金・下水道使用料を、次の理由により更正・減免しましたので通知します。 理由

御殿場市長

お客様番号	管理	番号	使用	省名		
使用場所	-		電話	肾号		
12/11/66/71			П	径	納付方法	

更正内容

100 M	100.545	水道料金		下水道使用料			合計水道料金等	東子供の世間上見の相談	
検針年月	増減	水量(m3)	料金(円)	消費税(円)	水量(m3)	料金(円)	消費税(円)	(円)	更正後の使用水量の根拠
	更正前		()		()		
	更正後		()		()		
	增減		()		()		
増 減	計		()		()		

	検針年月	使用水量
参考水品		m ³
水量		m ³
		m ³
	前3回平均	m ³

7	
その他	
-	

加入金·手数料減免決定通知書

				年	月	日
	様					
			御殿場市	万長		
先に申請のあり で、通知いたしまっ		の減免につ	いて、下記	のとおりき	快定しま	したの
		記				
申請者	住 所 御殿	设場市 				
決定内容	減免する	減免しない				
減免内容						
決定理由						

様式第18号(第24条関係)

WECKLO O (NOTEN W)									
		年	月	目					
給水装置の管理義務違反に関する指示書									
給水装置の使用者氏名(給水装置の所有者氏名)								
	様								
	御殿場市長			印					
	水条例第33条又は御殿場市簡易水道給水 こついて適切な措置を講じていただけま								
1 給水装置の設置場所	御殿場市								
2 措置指示事項									

様式第20号(第25条関係)

年 月 日

給水停止処分書

(E)

住 所

氏 名

様

次の水道料金が未納のため、御殿場市上水道事業給水条例第35条第1号又は御殿場市簡易 水道給水条例第35条第1号の規定により、給水を停止します。

執行日	年	月	日
停止時指針			m^3

執行者 御殿場市水道事業管理者 御殿場市長

> (注) 1 給水停止中無断で 通水しますと、条例の 規定により過料に処

> > 2 滞納金額を完納されるまで給水停止を 解除しません。

します。

	滞 納 施 設		
使用場所		お客様番号	
WO STATE OF THE ST		管理番号	
使用者氏名		メーター番号	

	未糸	対額 の 内	引訳
No	検針年月	使用水量	水道料金
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
	合 計		円

この調書を持参して、 の手続に来てください。 まで、開栓

お問い合せ先

(メーター座標)

様式第21号(第26条関係)

(表)

御殿場市専用水道確認申請書

年 月 日

御殿場市長様

所 在 地 名 称 代表者氏名 印 (水道事務所の所在地)

御殿場市上水道事業給水条例第43条第1項又は御殿場市簡易水道給水条例第43条第1項の 規定により下記のとおり専用水道の確認の申請をします。

記

立方メートル/日

立方メートル/日

- 1 水道施設の名称
- 2 確認の事由
- 3 事業計画
 - (1) 1日最大給水量 1日平均給水量
 - (2) 水源の種別及び取水地点(所在地)
 - (3) 水源の水量の概算及び水質検査の結果

(4)	水道施設の	つまま
(4)		//1M.7

- 水源施設
- ② 導水施設
- ③ 浄水施設
- ④ 送水施設
- ⑤ 配水施設
- ⑥ 給水施設
- (5) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)

施設名称	位置	数量	単位	標高	規模構造

- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完了予定年月日

 着手予定日
 年
 月
 日

 完了予定日
 年
 月
 日

(8) 主要な水道施設の施行方法の概要

様式第22号(第27条関係)

御殿場市専用水道確認可否決定通知書

第 号年 月 日

様

御殿場市長 印

)

年 月 日付けで申請のあった 専用水道の布設工事の設計は、内容について確認した結果、下記のとおり決定したので、御殿場市上水道事業給水条例第44条又は御殿場市簡易水道給水条例第44条の規定により通知します。

記

- 1 可 (水道法第5条の規定に基づく施設基準に適合する。)
- 2 否 (水道法第5条の規定に基づく施設基準に適合しない。又はその判断ができない。)

理 由

この決定に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審查請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、御殿場市を被告(訴訟においては御殿場市長が被告の代表者となります。)として提訴することができます(決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることができます。 この処分に対してご質問がある場合は、御殿場市 課(電話

までお問い合わせください。

様式第23号(第28条関係)

御殿場市専用水道給水開始前届出書

年 月 日

御殿場市長様

所 在 地 名 称 代表者氏名 印 (水道事務所の所在地)

年 月 日付け 第 号をもって確認を受けた

専用水道について下記のとおり給水を開始するので、御殿場市上水道給水条例第45 条又は御殿場市簡易水道給水条例第45条の規定により届け出ます。

記

- 1 給水を開始する施設
- 2 給水を開始する年月日 年 月 日
- 3 水質検査の年月日 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 施設検査の年月日 年 月 日
- 5 水道技術管理者の氏名

添付資料

- (1) 水道法施行規則第10条の規定による水質検査(全項目)成績書の写し
- (2) 水道法施行規則第11条の規定による施設検査書の写し

様式第24号(第29条関係)

(表)

第 号

身分証明書

職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、御殿場市上水道事業給水条例(平成10年御殿場市条例第19号)第48 条又は御殿場市簡易水道給水条例(平成10年御殿場市条例第20号)第48条に規定する立入検査をする権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

御殿場市長 印

9cm

(裏)

御殿場市上水道事業給水条例(抄)・御殿場市簡易水道給水条例(抄)

(報告の徴収及び立入検査)

- 第48条 市長は、専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施工状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施工状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 2 市長は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

```
様式第1号(第3条関係)
    (全部改正〔平成17年水管規程2号〕、一部改正〔平成28年水管規程3号〕)
様式第1号の2 (第3条関係)
    (一部改正〔平成14年水管規程1号・24年5号・30年2号〕)
様式第2号(第5条関係)
    (全部改正〔平成17年水管規程2号〕)
様式第3号(第11条・第16条関係)
    (一部改正〔平成19年水管規程4号・24年5号・30年2号〕)
様式第4号(第12条関係)
様式第5号(第16条関係)
    (一部改正〔平成17年水管規程2号・24年5号・30年2号〕)
様式第6号(第16条関係)
    (一部改正〔平成24年水管規程5号・30年2号〕)
様式第7号(第16条関係)
様式第8号(第16条関係)
    (一部改正〔平成30年水管規程2号〕)
様式第9号(第17条関係)
様式第10号(第19条関係)
    (全部改正[平成24年水管規程1号]、一部改正[平成30年水管規程2号])
様式第11号(第21条関係)
様式第12号(第21条関係)
様式第13号(第21条関係)
様式第14号(第22条関係)
様式第15号(第22条関係)
様式第16号(第22条関係)
    (全部改正[平成24年水管規程1号]、一部改正[平成30年水管規程2号])
様式第17号(第22条関係)
様式第18号(第24条関係)
    (一部改正〔平成24年水管規程5号〕)
様式第19号 削除
```

(全部改正〔平成24年水管規程1号〕、一部改正〔平成30年水管規程2号〕)

(〔平成28年水管規程4号〕)

様式第20号(第25条関係)

様式第21号(第26条関係)

(追加〔平成24年水管規程5号〕)

様式第22号(第27条関係)

(追加〔平成24年水管規程5号〕、一部改正〔平成27年水管規程2号〕)

様式第23号(第28条関係)

(追加〔平成24年水管規程5号〕)

様式第24号(第29条関係)

(追加〔平成24年水管規程5号〕)